

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十五号

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成二十六年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

① 専門医の 名 称	専門医の認定 機関（学会）		研 修 了 日
	②	③	
① れ か ら ③ ま で の 記 載 の い ず れ か	② 研 修 の 名 称	③ 小児慢性特定 疾病診断等の 経験	小児慢性特定 疾病名 (1 疾病)

第五号様式中

※ 上記の①から③までの欄は、①専門医要件で申請を希望する場合に記載。②研修に記載。③経過措置による申請を希望する場合に記載してください。

専門医の 有効期間	年 月 日まで
	年 月 日

① を 記 載 し た い ず れ か	専門医の 名 称		専門医の認定 機関（学会）
	①	②	
① を 記 載 し た い ず れ か	① 専 門 医 の 名 称	② 研 修 の 名 称	専門医の認定 機関（学会）

※ 上記①又は②の記載要領
①を希望する場合：専門医要件で申請を希望する場合
②を希望する場合：研修終了要件で申請を希望する場合

修了要件で申請を希望する場合

	専門医の有効期間	年月日まで
研修修了日	年月日	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。